

福祉・人権

健康医療推進分科会を開催 保

時10月2日(月)、午後2時から、所保健
医療センター3階大会議室、**備**定員・
内容等詳細はお問い合わせください。
一時保育は9月19日まで必要申込、**申**
9月11日、午前9時から、左図読み
取りから申込または、電話、ファッ
クス・メール(氏名・電話番号を記
入)で、健康づくり課
☎625・6685、**内**625・
6979、✉kenko@
city.ibaraki.jp



高齢者施策推進分科会を開催

時10月5日(木)、午後2時から、所福祉
文化会館302、**定**先着5人(当日空きが
あれば傍聴可)、**備**内容等詳細はお問
い合わせください。**申**9月19日、午
前9時から、左下図読み取りから申
込または、電話、ファックス・メー
ル(氏名・電話番号を記入)で、長寿
介護課☎620・1639、
内622・5950、
✉kaigohoken@city.
ibaraki.jp



価格高騰緊急支援給付金の
相談窓口のご利用を

市役所南館8階国際交流サロンに、
住民税非課税世帯等を対象とした同給

付金の相談窓口を設置しています。同
給付金に関する質問や不明な点があれ
ばご相談ください。なお、郵送・オ
ンラインでの申請期限は10月31日
です。**問**同給付金コールセンター☎655・
0159

高齢者ごいっしょサービスの
ご利用を

対在宅で生活しているおおむね65歳以
上の要支援・要介護認定者で認定調査
結果の認知症高齢者日常生活自立度が
ランク2以上の人、**内**認知症高齢者の
外出時の付き添い、家族が外出時等の
見守り、1回2時間以内、1か月当た
り10時間以内、**料**1時間500円、**申**電話
で長寿介護課☎620・1637



①街かどデイハウス・②コミュ
ニティデイハウスのご利用を

所①コアな仲間☎629・0218(白
川二丁目3-27)、②右下表のとおり、

コミュニティデイハウス

問合先	ところ
とんとん☎627・5517	上中条一丁目11-7ハイツ春日野114
ひなた日向☎646・5453	総持寺一丁目14-16
オアシス平田☎665・8011	中津町16-22-401
かるがも☎637・8108	鮎川二丁目26-21
デイスポット駅前らんど☎633・7587	中総持寺町3-25
ほづみ☎601・0365	下穂積一丁目3-1-3
ふくろうハウス上野☎643・9092	上野町16-9
ふれあいぽっぽ☎627・8903	上穂積二丁目1-10
ほっとスル☎655・4308	沢良宜浜三丁目19-15
なごみの里和楽☎623・2612	西田中町4-22-102
ハーモニー☎631・1414	西駅前町13-16
つれづれ紡希の庵☎629・7463	安威二丁目13-3
山手台ななつ星☎629・6889	山手台福祉プラザ2階(山手台七丁目2-20)
ふれんず☎622・0040	駅前三丁目2-1
くもんざか雲見坂広場☎647・8876	高田町7-16
ぽっぽ大池☎633・1080	大池二丁目28-6
なみき☎628・4166	玉瀬町30-6
てくてく東奈良☎646・9320	府宮住宅集会所(東奈良二丁目1)
たまちゃん☎635・4002	水尾二丁目7-39

介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除
き、介護保険料を1年以上滞納すると
介護サービスの利用料がいったん全額

または長寿介護課☎620・1637、**対**
65歳以上の市民(事業対象者、要支
援1・2の認定を受けた人もコミュニ
ティデイハウスの利用可、ただしケ
アプラン作成等の手続き要)、**内**健康
チェック、転倒しない身体づくり、認
知機能低下予防、口腔ケア、趣味活動、
昼食、**備**日時・費用・手続き等は各施
設にお問い合わせください。

日本遺族会による
慰霊友好親善事業にご参加を

所ソロモン諸島、フィリピン、台湾・
バシー海峽、東部ニューギニア、西
部ニューギニア、ミャンマー、マ
シャル・ギルバート諸島、中国、**対**
戦没者の遺児、**料**10万円、**備**日程
等詳細は日本遺族会事務局☎03・

利用者負担となり、2年以上滞納する
と利用者負担が1割から3割に上がる
などの給付制限があります。納め忘
れに注意しましょう。**問**長寿介護課☎
620・1639

3261・5521へお問い合わせください。
申電話で府遺族連合会 ☎06・6772・7887

いばらきオレンジかふえのご利用を

時①9月14日(木)・27日(水)・②21日(木)、午後2時から、所①シニアプラザいばらき、②葦原多世代交流センター、内交流会、¥100円、備

その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、問福祉総合相談課 ☎655・2758



9月はアルツハイマー月間

9月は世界アルツハイマー月間、21日は世界アルツハイマーデーです。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを作るために、それぞれができることを考えてみましょう。関連イベント等は下図読み取りからご覧ください。問福祉総合相談課 ☎655・2758



健康保険・年金

予約年金相談のご利用を

時9月12日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、所保険年



金課、定先着15人、内吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、特年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状)、申9月1日、午前9時から、下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



障害年金予約相談のご利用を

時9月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、所保険年金課、定各日先着6人、内社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、特年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者

日本国外・国内へ 出入国する場合は届出を

証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合)は委任状、申下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



国民年金第1号被保険者が海外に居住する場合は、喪失届出を行う必要があります。ただし、日本国籍の人であれば、申出により国民年金の任意加入制度を利用することができます。また、日本へ入国し、日本国内に住所を有した場合には国民年金の加入届出を行う必要があります。詳細はお問い合わせください。問保険年金課(年金) ☎620・1632

第1号被保険者への独自給付

【付加年金】国民年金の定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、次の式で計算した額(200円×付加保険料を納めた月数)が老齢基礎年金額に加算されます。付加保険料の納付には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

【寡婦年金】第1号被保険者として保険料納付期間(保険料免除期間を含む)が10年以上ある夫が、何の年金も受けずに亡くなった場合、妻(要件あ

り)が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができません。

【死亡一時金】第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子等)に支給されます。ただし、遺族基礎年金を受けられることができる人がいる場合は支給されません。寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合は、どちらかを選択してください。問保険年金課(年金) ☎620・1632

国民年金の加入手続き・ 保険料免除申請等の電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請は、マイナポータルを利用した電子申請ができます。スマートフォンやパソコンで申請書等を簡単に作成でき、また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、ぜひご利用ください。詳細は日本年金機構HPをご確認ください。問吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

年金生活者支援給付金制度

同給付金は、公的年金等の収入や所得が一定基準額以下の年金受給者

暮らしのガイド

の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。今年度、新たに受給対象となる可能性のある人には、9月初旬頃に日本年金機構から請求手続きに必要な書類が送付されます。継続受給者は手続き不要です。☎給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092、IP電話は ☎03・5539・2216

国民健康保険・国民年金の加入・脱退の手続き

国民健康保険は、市外からの転入や市外への転出、退職・就職等による加入・脱退の手続きが、国民年金は、退職等による加入の手続きが必要です。加入脱退専門のコールセンターへお問い合わせください。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合も、国民健康保険の加入・脱退の手続きは必要です。☎コールセンター ☎620・6176（平日、午前8時45分～午後5時15分）

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行けない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

【時】夜間 9月25日(月)、午後8時まで、

【休日】24日(日)、午前9時～午後5時、

所①国民健康保険料Ⅱ市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料Ⅱ市役所本館2階13番窓口、【夜間】と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。【①】保険年金課(徴収) ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616

税金

今月の納付(10月2日(月)まで)

- 固定資産税・都市計画税第3期分
- 介護保険料普通徴収第6期分
- 国民健康保険料普通徴収第4期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第3期分
- 下水道事業受益者負担金第2期分

市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を

口座振替の利用は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。収納課窓口ではキャッシュカードを利用した申込もできます。

【市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別

割、【特】預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、ペイジー口座振替受付サービスを利用する人はキャッシュカード、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、【備】申込用紙は市内金融機関や収納課に設置(電話または市HPから請求可)、同サービスが利用できる金融機関等詳細は市HPをご覧ください。☎収納課 ☎620・1616

バリアフリー改修に伴う

固定資産税減額

バリアフリー改修を施した場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税と土地部分の固定資産税を除く)。【例】65歳以上または要介護・要支援認定、障害者認定のいずれかを受けている人が居住し、新築後10年以上経過した床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(賃貸住宅を除く)で過去にこの減額の適用を受けたことがない住宅、【工事】来年3月31日までに自己負担50万円を超える改修工事で、廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・便所の改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引戸への取り替え、床表面の滑り止め化等、【内】改修工事完了の翌年度分限り固定資産税(家屋の100㎡相当部分まで)の3分の1を減額、【申】工事完了日から3か月以内に、申告書(市HPからダウンロード可)、改修工事

明細書・写真等関係書類、費用の分か



る領収書(写)、介護保険被保険者証または障害者手帳(写)、補助金等を受けている場合はその内容を確認できる書類を、資産税課 ☎620・1615

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額

認定長期優良住宅を新築した場合、新築年の翌年の1月31日までに申告することで、翌年度以降の家屋に係る固定資産税が減額されます(都市計画税と土地部分の固定資産税を除く)。新築住宅の減額措置とは重複して受けられません。【対】審査指導課の認定を受けて新築された住宅のうち、当該家屋の半分以上が居住部分で、住宅部分の床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅は40㎡)以上280㎡以下の住宅、【内】新築後5年間(3階建以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間)、住宅部分の固定資産税(1戸あたり120㎡相当分まで)の

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 【時】とき、【所】ところ、【対】対象、【定】定員、【内】内容、【¥】費用・報酬など、【持】持ち物、【備】備考、【申】申込、

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または **問**・**甲** でご確認ください。

2分の1を減額、**甲** 申告書（市HPからダウンロード）、認定長期優良住宅であることを証する書類（写）を、資産税課 ☎ 620・1615

土地・家屋所有者死亡時は 現所有者申告を

市内土地・家屋所有者が死亡した場合、3か月以内に市へ現所有者（法定相続人・受遺者等）の住所・氏名等の申告が必要です。なお、市税の納税義務者が死亡し、相続人が複数いる場合に提出する相続人代表者指定届と兼ねる場合もあります。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

時 9月19日（火）、午後2時から、**所** 市役所南館6階会議室 **備** 一部非公開の場合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・1680

ひきこもり支援動画のご活用を

ひきこもりを正しく理解し、実践的なアプローチ方法を解説する動画を、市公式 YouTube チャンネルで公開しています。下図読み取りからご覧ください。**問** こども政策課 ☎ 620・



1625

人間関係や家庭環境等の相談は 「ユースプラザ」で

時 午前9時～午後9時、**所** ① CHOI（総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内）、② いばらき LOBBY（豊川のち・愛・ゆめセンター分館内）、③ ペンポスタ・ぱーちスペース（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内）、④ プラザ・あい（府宮茨木安威住宅B15棟103・B122棟集会所）、⑤ エント（ロイズWAM・上中条青少年センター内）、**対** 友人関係や家族関係、家庭環境等が原因で不登校やひきこもり状態にあるなど、生きづらさを抱えるおむね中学生から39歳までの子ども・若者または保護者、**内** 面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**問** ① ☎ 628・6993（月・日曜日・祝日休み）、② ☎ 080・9607・5051（月・日曜日・祝日休み）、③ ☎ 655・3761（木・日曜日・祝日休み）、④ ☎ 655・1821（水・日曜日・祝日休み）、⑤ ☎ 080・1521・4624（火・土曜日休み）

不登校・ひきこもりで悩む親の 相談会

時 9月8日（金）、午後2時～5時、**所** ユースプラザ「ペンポスタ・ぱーちスペース」（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内）、**対** 不登校、ひきこもりの子ども・若者の保護者、**定** 各

来年度市立・私立幼稚園等園児を募集

市立幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）

対 市内在住の3歳児（令和2年4/2～令和3年4/1生まれ）、4歳児（平成31年4/2～令和2年4/1生まれ）、5歳児（平成30年4/2～平成31年4/1生まれ）、幼稚園は4・5歳児のみ、**定** 右下図読み取り参照、多数の場合は抽選と同時に待機の順番を決定、**備** 教育内容・園生活等の説明動画を9/1から市公式 YouTube で配信、**甲** 【右下図読み取りから申込】10/2、8:45から10/6、16:30まで、電子申込できない場合は、10/2、8:45から10/6、16:30までに、必要書類（9/1から、保育幼稚園事業課で配付）を直接、同課 **【玉島幼稚園5歳児クラスに入園希望の場合】** 10/2～6、14:30～16:30に、必要書類（9/1から、玉島幼稚園・同課で配付、右図読み取りからダウンロード可）を直接、玉島幼稚園へ提出、**問** 同課 ☎ 620・1638



私立幼稚園

所・**定** 右図読み取り参照（令和6年度は、9/1に更新）、**甲** 願書の配付は9/1から、受付は10/1からです。詳細は各園にお問い合わせください。



私立認定こども園（1号認定子ども）

所 右図読み取り参照、**備** 詳細は各園にお問い合わせください。



幼児教育・保育無償化について

無償化の対象や手続き等詳細は、右図読み取りをご確認ください。



※ 1号認定子どもは教育部分を利用する子ども、2号認定子どもは教育＋保育部分を利用する子ども。2号認定子どもの募集は10月号で掲載予定



各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド

浄化槽を使っている人は、次の3点を必ず毎年実施しましょう。①専門的知識、技能がある業者に保守点

浄化槽の適正管理を

環境

「こどもまんなか児童福祉週間」の標語を募集
 こども家庭庁では、児童福祉の理念の普及・啓発のため、来年度の同週間に向けて、9月30日まで標語を募集しています。詳細は(公財)児童育成協会HPをご覧ください。☎同会 ☎03・5357・1174

陶器類やガラス、電球、蛍光灯等の

割れやすいごみの出し方

割れると危険なものは紙で包むか、購入時の箱に入れて、「陶器」「ガラス」等と書いた紙を貼って出してください。1番長いところを測って30cm未満であれば普通ごみの日、30cm以上1m

缶はルールを守ってリサイクル
 飲料や菓子等の飲食物が入っていた缶は、市で資源物として回収しています。缶を出すときは、水洗いをして、できるだけ潰した状態で、中身が見える透明な袋に入れて出してください。なお、ペンキやエンジンオイル等の飲食物以外のものが入っていた缶は資源物ではありませんので、大きさを分けて、普通ごみ、粗大ごみ(小型または大型)の日に出してください。☎分別環境事業課 ☎634・0351

未满是粗大ごみ(小型)の日、1m以上は粗大ごみ(大型)の日、飲料品・食品・飲み薬・化粧品のごみは資源物の日に出してください。☎資源循環課 ☎620・1814

未满是粗大ごみ(小型)の日、1m以上は粗大ごみ(大型)の日、飲料品・食品・飲み薬・化粧品のごみは資源物の日に出してください。☎資源循環課 ☎620・1814

9/21(木)~30(土) 秋の全国交通安全運動

交通安全運転講習会 時・所 下表のとおり、対自動車や自動二輪車等の運転者、持受講者記録カード、備徒歩・自転車でお越しください。

とき(9月)	ところ
4日(月)	太田公民館(本館)
5日(火)	山手台小学校
6日(水)	19:00~ 大池コミュニティセンター
7日(木)	20:00 葦原コミュニティセンター
11日(月)	(18:30 豊川いのち・愛・ゆめセンター
12日(火)	から 福井小学校
14日(木)	受付 東小学校
15日(金)	三島コミュニティセンター
20日(水)	ローズWAMワムホール

交通安全運動 重点項目

◎こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保、◎夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶、◎自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底、◎二輪車の交通事故防止

申・☎交通政策課 ☎647・2916

いばらき交通安全大会 時 9/23(祝)、10:00~12:00、所 ローズWAMワムホール、内 交通安全に貢献した個人・団体を表彰、消防音楽隊による演奏、☎茨木警察署交通課 ☎622・1234

セーフティードライバーワンデースクール 時 9/24(日)、9:00~12:00、所 茨木ドライビングスクール、対普通免許証以上を保有する市民(初心者・ペーパードライバー可)、定先着40人、内安全運転講話、実技指導(AT車限定)、申 9/4~8、9:00~17:00に、右図読み取りから申込または、電話で



まちづくり

漏水調査にご協力を

市職員または水道部発行の身分証明書を持った委託会社の調査員が、各家庭の水道メーターから道路の間を漏水調査します。なお、この調査で費用を請求することは一切ありません。ご理解

免許を返納する高齢者の外出を支援

高齢者の交通事故防止と公共交通を使った外出を支援するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

☑返納時と同事業の申請時に65歳以上で、平成30年4/1以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納した人、☑グランドパス購入の助成またはICOCAの交付(6,000円分、1人1回のみ、受け取りは後日)、☑持運転免許の取消通知書、本人確認書類、はんこ、☑申来年2/29までに、本人が直接、交通政策課☎647・2916



解とご協力をお願いします。☎工務課620・1692

水道メーターの取替えにご協力を

水道メーターは、検定に合格したものを使用し、有効期間は計量法で8年と定められています。水道部では、取替予定の使用者に「水道メーター取替のお知らせ」を事前配布し、有効期間内に取替えています。メーター付近はいつも清潔にするなど、取替作業にご協力ください。☎営業課620・1691

水路上の使用は許可が必要です

水路上に通路橋等を架け、使用するには占用許可が必要です。まだ許可を得ていない人は、速やかに手続きを行ってください。詳細はお問い合わせください。☎下水道施設課620・1667

ごみのないきれいな水路の保身に努めましょう

水路に流れるごみは、環境を悪化させるばかりでなく、水の流れを妨げて大雨の時に水路があふれる原因にもなります。普段から水路にごみが入らないように心がけましょう。☎下水道施設課620・1667

台風の時期は下水ますの点検、掃除を

家庭の排水や雨水を集める下水のま

すに髪の毛や落ち葉、泥等がたまっていたり、木の根が張っていたりすると、大雨のときに流れずにあふれる原因になります。台風等大雨に備え、下水ますを点検し、掃除しておきましょう。☎下水道施設課620・1667

9月10日は下水道の日

下水道はまちを浸水から防ぐだけでなく、使った汚れた水をきれいにして、川や海を守るなど、私たちの暮らしを支えています。この機会に下水道の役割や正しい使い方を考えてみましょう。☎下水道総務課620・1665

安威川ダムフラッシュ放流を実施

実施日は水位が上昇して危険ですので、川の中には入らないでください。☎時9月5日(火)、午前10時～午後3時、12日(火)、26日(火)、午前10時～午後2時、☎備詳細は下図読み取りからご確認ください。☎安威川ダム建設事務所☎626・6083



9月9日は救急の日
～応急手当を身につけよう～

9月3日～9日は救急医療週間です。救急医療と救急業務に対する正しい理解と認識を深めましょう。☎関連イベント☎時9月3日(日)、午前11時～午後3時、雨天決行、☎所イオンモール



茨木ジョイプラザ、☎内心肺蘇生法(胸骨圧迫・AED)の講習会等、☎救急救助課☎622・6959

放火にご用心

例年、「放火」は出火原因の上位に入っています。放火による火災を防ぐために次のことに注意しましょう。☎▼ゴミは収集日の朝に出す、▼郵便物は早めに取り込む、▼センサーライト等を設置し、家の周囲や駐輪場を明るくする、▼家の周りに燃えやすいものを置かない、▼自動車・オートバイ等のボディカバーは防災製品にする、▼自転車の前かごに可燃物を放置しない、▼地域ぐるみで声をかけ合うなど、放火されにくい環境をつくる。☎予防防課☎622・6950

8月30日～9月5日は建築物防災週間

建築物の所有者や管理者は維持管理

暮らしのガイド

いばらき

大学探訪



今月は
梅花女子大学

問政策企画課
☎ 620・1605



「産官学連携」の取組を推進

梅花女子大学では、学生が社会でチャレンジする機会として、民間企業や行政と連携した「産官学連携」の取組を推進しており、市内外の企業とこれまで300件を超える連携を実現しています。

過去には市内の日本料理店「成田屋」との連携で、市の新名物の考案を行い、地域ブランドである「龍王みそ」を使ったおかず味噌「ゑくぼ味噌」の開発・販売や、市とイオンスタイル新茨木との連携による「地場農産物を使った野菜たっぷりヘルシー」をコンセプトとした、市制施行70周年を記念した美味しいお弁当づくりなど、市内企業との連携も数多く実施しています。

これからも梅花女子大学はさまざまな産官学連携を進めていきますので、ぜひご注目ください。

問先 同大学企画グループ ☎ 643・6303

産業情報サイト「あい・きゃっち」のご利用を

市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度

商工・消費生活

と定期報告を徹底し、防災に努めましょう。問審査指導課 ☎ 620・1661

市内で創業する人を支援

市では、市内で創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部（限度額50万円）・テナント賃借料の一部（限度額月5万円）を6か月間（商店街や中心市街地で小売業・飲食

店を創業する場合は12か月）補助しています。希望者は必ず事前にご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合には、利子または信用保証料の補助制度を利用できます。対営利を目的に、①市内で初めて事業を立ち上げる人、②事業を始めて5年未満の個人・法人・法人化する個人事業主（事業用に初めて取得・賃貸する物件）、備工事前（事業着手前）に手続き要、問商工労政課 ☎ 620・1620

介護・福祉事業所の求人活動の経費の一部を補助

対①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、内①求人説明会等への出張費用、②市内で行う求人説明会等の費用、③次のいずれか少ない額、A補助対象経費の合計額の2分の1、B補助対象事業の総事業費から収入を減じた額、C①10万円、②20万円、備事前相談要、問商工労政課 ☎ 620・1620

企業立地促進条例を改正

本社機能を市外に有する物流業を営む企業が、来年1月2日以降に取得した不動産等（土地・建物・設備）は、企業立地促進奨励金の補助対象外となります。すでに補助を行っている不動産等は引き続き補助対象となります。対企業が市内で自己の事業に使用する次の不動産等、①新たに取得した500㎡

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

対1か月以上失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換した（同一企業内での転換のみ）、①中小企業事業主、②働きやすい職場づくり認定事業所の事業主、定2人、¥①30万円・②50万円（短時間の場合①20万円・②30万円）、備詳細は市HPまたはお問い合わせください。申正規労働者として雇用した日または非正規労働者から正規労働者に転換した日から6か月経過後3か月以内に、商工労政課 ☎ 620・1620

第15代いばらき観光大使・第2代いばらき応援団長決定

第15代いばらき観光大使に、長濱京香さんが、第2代いばらき応援団長に木村晋之介さんが選ばれました。期間は約1年間で、茨木で行われるイベントや恒例行事への参加やメディア等を

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または **問・甲** でご確認ください。

民間企業における法定雇用率が引き上げられます。雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、今年度は23%で据え置き、来年度から2.5%、令和8年7月より27%へと段階的に引き上げられます。職場の改善や雇用の拡大に努めるようお願いいたします。市とハローワーク茨木では、事業主の皆さんへ啓発用リーフレットの送付をしています。また、市では障害者雇用奨励金制度を、ハローワーク茨木では障害者を雇用した場合の賃金の一部や職場支援

障害者雇用支援の推進を



第2代いばらき応援団長
木村晋之介さん



第15代いばらき観光大使
長濱京香さん

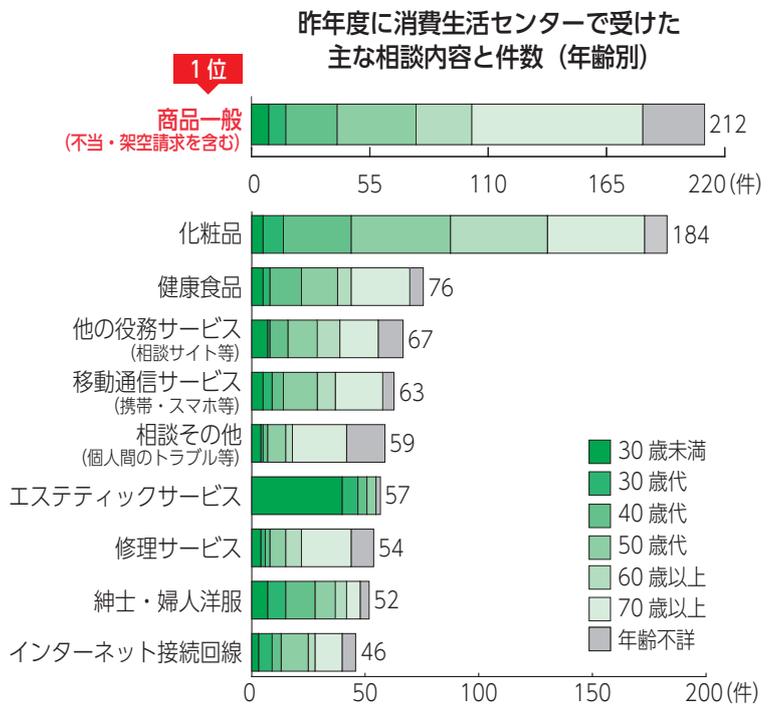
通じた茨木の魅力の積極的なPRを行います。なお、特別観光大使の中務裕太さんとヤナギブソンさんは留任します。**問市観光協会** ☎645・2020

消費生活だより

問消費生活センター ☎624・1999 (9:00～16:30、第2・4土曜日=9:00～12:00)

ネットのトラブルに加え、エステのトラブルも多発！

昨年度、同センターで受けた相談件数は2,548件で、一昨年度に比べて106件増加し、依然高水準です。SNS等の化粧品や健康食品等の広告で、「定期縛りなし」「いつでも解約可能」などと表示しながら、実際には定期購入が条件であるとして高額な代金を支払わせる「詐欺的定期購入」に関する相談が再び急増しました。そのほか、エステの中途解約や、倒産・閉鎖に関するトラブルが多数寄せられています。



⚠ 定期購入・エステ関連のトラブルに気をつけて！

■事例1 「いつでも解約可能」な定期購入で化粧品を注文し、初回のみで解約しようと販売業者に電話をしたら、「初回のみで解約する場合は定価との差額約9,000円を支払う必要がある」と言われた。

■回答1 「定期縛りなし」「いつでも解約可能」という表示を見て購入しても、解約方法が複雑だったり、電話がつかなくなったり、解約料を請求されたりする場合があります。通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。利用規約とともに、注文確定直前の「最終確認画面」で定期購入の有無や解約・返品できる場合の条件等について最後までスクロールしてしっかり確認し、スクリーンショットで保存しましょう。

■事例2 「40万円支払えば一生脱毛の施術が受けられる」と説明され、高額だが追加料金なく施術が受けられるのであればと思い契約した。1回目の施術で痛みがひどく、これ以上は続けられないと思い解約を申し出たら、1回の施術代8万円と違約金2万円で合計10万円の解約料を請求された。契約書を見ると、「施術5回までが有償、6回目以降は無償」と記載があった。1回しか施術を受けていないのに解約料が高額で納得できない。

■回答2 脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定し、必ず契約書面で「有償の期間」「回数」「単価」「中途解約の条件」等を確認し、慎重に判断しましょう。また、倒産・閉鎖などの危険性もあるため、1回ごとに支払えるコースやエステ店を選択しましょう。契約トラブルで困ったら、同センターに相談してください。

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり (原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

員の配置に対する助成金制度を設けています。**【障害者雇用支援セミナー】**
 時 9月22日(金)、午後2時～4時、**所**ハローワーク茨木3階、**定**先着30社、**問**ハローワーク茨木 ☎623・2551、部門コード42#

求人

市職員募集受付は4日まで

職員採用試験の受付は9月4日までです。受験希望者は原則、市HPから申し込みてください。

【対】①事務系・技術系(土木・建築・電気(短大・高校卒区分)、障害者区分(事務・技能労働職)、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、技能労働職、②障害者区分(事務・技能労働職)、学童保育指導員、窓口受付員、③消防吏員、**【備】**詳細は左下図読み取り参照、②は任期付短時間勤務職員、募集要項は①②人事課・③消防本部総務課で配布(市HPからダウンロード可)、**申**9月4日までに、①②人事課 ☎620・1601、③消防本部総務課 ☎622・6956

①保育所・②幼稚園の会計年度任用職員

【対】①保育士(資格要)、早朝・夕方保育(保育士優先)、用務員(資格不要)、



②担任外(幼稚園教諭免許要)、介助員・預かり保育(幼稚園教諭免許未更新、保育士資格または子育て支援員でも可)、看護師(資格要)、**【備】**詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**【申】**右図読み取りから申込みまたは、電話で人事課 ☎620・1601

学校調理員(会計年度任用職員)

時午前8時30分～午後4時30分、教育政策課が指示する日(不定期)、**所**市立小学校、**【賃】**時給1117円、**【履】**履歴書を直接、**同課** ☎620・1680

市立小・中学校の講師登録者

【対】小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許取得者(取得見込み可)、**内**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**【賃】**

(例) 常勤講師大卒月給24万千円(経歴等加算あり)、**申**下図読み取りから申込みまたは、履歴書を直接、教職員課 ☎620・1823



府都市ポर्टレース企業団職員

【対】学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校を卒業または来年3月31日までに卒業見込みで、平成10年4月2日～18年4月1日生まれの人、**定**2人程度(来年4月1日採用予定)、**【第1次試験(筆記)】**時10月21日(土)、**所**大満研修センター(大阪市北区錦町)、**申**9月11日～30日(消印有効)に、申込書(同企業団HP等でダウンロード)を郵送で、〒559-10023大阪市住之江区泉一丁目1-71、同企業団 ☎06・6682・6230

その他

1日から市議会定例会

9月定例会を、9月1日、午前10時から開会します。住所、氏名を記入して傍聴してください。なお、子ども連れでも安心して本会議を傍聴できるように特別傍聴室を設置していますので、ご利用ください。また、本会議はインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。**【問】**議事課 ☎620・1671

文化財資料館1階展示室の閉室

時9月20日(水)～29日(金)、**問**同館 ☎634・3433

福祉文化会館のエレベーターの利用停止

同館のエレベーターが運行不良のため利用停止となっています。12月末に修繕が完了する予定です。詳細はお問い合わせください。**【問】**同館 ☎623・3962

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの10月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年4月抽選分の申込受付は9月20日～30日に行います。最新の情報は市予約システムで抽選申込時にご確認ください。福祉文化会館は来年5月をもって貸館を終了します。**【クリエイトセンター】**センターホール 来年10月11日～13日・19日・20日・25日～27日**【終日】**、10月31日**【午後1時～10時、多目的ホール】** 来年4月10日・24日**【午前9時～午後5時、生涯学習センター(火曜日休み)】**きらめきホール 来年4月5日**【午後0時30分～9時30分、4月6日】**終日、**【ローズWAM(火曜日休み)】**ワムホール 来年4月14日**【午後0時30分～6時】**

生涯学習施策推進委員会委員を募集

時来年2月1日(木)から2年間、年1回程度、**市**市内在住・在勤・在学の18歳以上(国・地方公共団体の議員・職員を除く)、**定**2人、**日**日給9千円、**申**9月30日(消印有効・必着)までに、左下図読み取りから申込または、小論文(住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・電話番号・勤務先または学校名と所在地を記入)と本人確認書類(写)を、郵送・ファックス・直接、〒567-0028 畑田町1-43、生涯学習センター ☎624・8182、**FAX**622・1268、**✉** kirameki@city.ibaraki.lg.jp



生涯学習情報誌「Next Stage」の広告事業者を募集

定4枠(縦6cm×横18cm・フルカラー・冊子裏表紙)、**日**1枠3万円、**備**市内事業者優先、12月1日に4300部発



行、市内各所に配布予定、**日**9月20日までに、申込書(市HPからダウンロード)と広告見本・市税完納証明書(申込日前3か月以内の証明日)または、市税納付状況調査同意書を直接、生涯学習センター ☎624・8182

9月20日～26日は動物愛護週間

同週間の標語は「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」です。動物の愛護と適正な飼養の理解を深め、人と動物の共生ができるよう考える機会にしましょう。市では、犬と猫の飼養の手引き(左図読み取り)を作成していますので、ぜひご活用ください。**【関連イベント】動物愛護展** 9月23日(祝) 午前10時～午後4時、イオンモール茨木ジョイプラザ前、**内**パネル展、府譲渡動物の写真展示、啓発グッズの配布(数量限定)、**備**1いばらき環境ポイント付与、**日**市民生活相談課 ☎620・1603



所有者不明猫活動団体の取組にご理解を

近年、所有者不明猫(野良猫)への無責任な餌やり・糞尿等の相談が市に多数寄せられています。これらの問題を解決するため、市に登録している所有者不明猫活動団体に避妊・去勢手術費の一部を補助しています。同団体は、

野良猫を排除するのではなく、徐々に数を減らすよう避妊・去勢手術をし、今ある命を一代限りで全うさせるため、給餌等の活動を行います。給餌の際の食べ残しの回収や、糞尿の掃除を行う等、地域の生活環境を損なわないよう細心の注意を払いながらこの活動に取り組んでいます。**日**市民生活相談課 ☎620・1603

空家実態調査を実施

9～12月に、市内に存在する空家等の実態を把握するため、調査員が巡回

し外観目視による調査を実施します。**備**委託業者II(株)ゼンリン大阪営業所、**日**居住政策課 ☎655・2755

みしま司法書士土曜無料法律相談

日9月9日(土)、10月14日(土)、11月11日(土)、午後2時～4時、3時30分まで受付、**所**フリエイトセンター203、**定**各当日先着12人、**内**借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**日**大阪司法書士会北摂支部 ☎647・3305

パブリックコメントを実施

【①住民基本台帳事務・特定個人情報保護評価に係る全項目評価書(案)】**日**住民記録システムの移行に伴い、特定個人情報保護評価の全項目評価を実施、**日**9/15～10/16(消印有効)に、〒567-8505 市民課 ☎620・1621、**FAX**627・0369、**✉**shimin@city.ibaraki.lg.jp

【②個人住民税賦課事務・特定個人情報保護評価に係る全項目評価書(案)】**日**個人住民税賦課事務の対象人数の増加に伴い、特定個人情報保護評価の全項目評価を実施、**日**9/15～10/16(消印有効)に、〒567-8505 市民税課 ☎620・1614、**FAX**626・4826、**✉**shiminzei@city.ibaraki.lg.jp

(以下共通) **備**資料は9/15から、①市民課②市民税課で配付、情報ルーム、市内各施設で閲覧可、提出意見等に対する市の考え方は後日公表(住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**日**市HPから申込または、意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、郵送・メール・ファックス(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、各担当課



9

月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、44 ページ参照。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ
法律相談 (各日先着 16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎ 620・1603 (※1) 1週間前、 8:45 から電話または、 いばライフで 予約 (1週間前が 閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前 の開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照	女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日を除 く)、9:30～16:00 (要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
日曜法律相談 (先着 7人)	24日(日)、9:00～12:30 (15日、8:45 から電話または18 日、8:45 からいばライフで予約)		女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日を除 く)、10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着 5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※1)		男性のための 電話相談 ☎ 620・9929	20日(水)・27日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する 行政相談	7日(木)・21日(水)、 13:00～15:00		女性のはたらき方 相談	9日(土)、9:30～12:30 (要予約)	
司法書士相談 (各日先着 5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水) 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00 (※1)		DV相談 デートDV相談	16日(土)・21日(木)、 9:30～12:30(要予約)	
土地家屋調査士相談 (先着 5人)	20日(水)、9:30～12:00(※1) 土地の境界等		人権相談	28日(木)、13:00～16:00	
行政書士相談 (先着 5人)	6日(水)、9:30～12:00(※1) 相続・遺言・離婚協議書・許 可申請等各種書類の書き方		人権や生活上の さまざまな相談	28日(木)、13:00～16:00	
税務相談 (各日先着 6人)	14日(水)・28日(水)、 13:00～16:00(※1・2)		お仕事じっくり 相談 (要予約)	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会 ☎ 691・ 8600、全日本不動産協会 ☎ 06・6155・1717 にお問い合わせ ください。		暮らし設計相談 (要予約)	① 1日(金)・② 29日(金)・ ③ 25日(月)、13:30～15:30	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、9日(土)、9:00～ 12:00		いばらきにじいろ 電話相談	① 15日(金)・② 8日(金)・ ③ 16日(土)、 13:00～17:00	
戸籍相談 (先着 4人)	21日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課 ☎ 620・1621)		生活困窮に関する 相談	1日(金)、13:00～17:00	
人権擁護委員 による人権相談	14日(水)・28日(水)、 13:00～15:00	経営相談	人権・男女共生課 ☎ 620・1640		
ひとり親のため の法律相談	26日(水)、13:00～16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課 ☎ 620・1625)	創業相談	☎ 080・4668・ 9510		
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	仕事なんでも 相談	暮らしサポートセン ターあすつば茨木 (福祉総合相談課内) ☎ 655・2752		
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	防火相談	毎週月・火・金曜日、 10:00～17:00 (予約優先)		
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)	緑の相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、28日は12:00まで)		
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00 (要予約※) 発達・心理	分譲マンション 管理相談会 (先着 4組)	毎日、9:00～17:00		
電話教育相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00、 ☎ 625・7830	建築物の耐震、 建替え、改修等 の相談 (先着 4組)	1日(金)、10:00～12:00・ 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等		
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970 ☎ 627・5511	奨学金相談	12日(水)、9:00～12:00 (5日までに要予約)		
			21日(水)、13:00～16:15 (14日までに要予約)		

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、